

子幼保第304号

令和2年4月24日

私立保育所
地域型保育事業所
認定こども園
(保育所部分)

在園児保護者 様

さいたま市長 清水 勇人

緊急事態宣言の期間が延長された場合の登園自粛要請について

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月8日から同年5月6日まで施設への登園自粛を要請しているところですが、緊急事態宣言の期間が延長された場合は、緊急事態宣言の解除日まで登園自粛要請の期間を延長することといたします。

勤務等の都合により利用される方の登園を妨げるものではありませんが、感染拡大防止を図るため、家庭での保育をご検討いただき、登園を控えていただくようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、お子様のご家庭での健康管理にご留意いただくようお願いいたします。

なお、要請により登園を控えていただいている間の利用者負担額（保育料）につきましては、当該月の登園日数に応じた日割り計算による還付等を行います。3歳以上児の給食費の取扱いにつきましては、各施設にお問い合わせください。

また、現在保護者が育児休業中または求職中であり、各月末日までを期限とした復職や就労開始を条件に入所されている方につきましては、緊急事態宣言が解除された日以降最初の1日が属する月の翌月末日まで期限を延長いたします。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部

保育課 民間保育係

048-829-1866